

静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第8条の規定に基づき、静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長（以下「センター長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の事由)

第3条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) センター長の辞任を理事長が承認したとき。
- (4) 前各号以外の理由によりセンター長が欠員となったとき。

(選考の基準)

第4条 センター長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育及び研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、センター長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考及び任命)

第5条 学長は、前条に定めるセンター長の選考基準に従って、センター長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

2 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第73条の規定により、前項の規定による学長からの申出があったセンター長候補者を選考し、役員会の意見を聴いて、センター長の任命を行う。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規則の制定後最初に行われるセンター長の任命については、第5条に規定する選考手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則（令和2年4月1日静岡文化芸術大学副学長の任期及び選任に関する規則等の一部を改正する規則）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。